

別紙 3 を次のとおり改める。

「平成 3 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に、「平成 3 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に、「平成 3 4 年 4 月 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日」に、「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」に、「平成 3 1 年 5 月 1 0 日」を「令和元年 5 月 1 0 日」に、「平成 3 1 年 8 月 5 日」を「令和元年 8 月 5 日」に、「平成 3 1 年 8 月 1 6 日」を「令和元年 8 月 1 6 日」に、「平成 3 1 年 1 2 月 3 0 日」を「令和元年 1 2 月 3 0 日」に、「平成 3 2 年 1 月 1 0 日」を「令和 2 年 1 月 1 0 日」に、「平成 3 2 年 4 月 2 7 日」を「令和 2 年 4 月 2 7 日」に、「平成 3 2 年 5 月 8 日」を「令和 2 年 5 月 8 日」に、「平成 4 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 1 4 年 3 月 3 1 日」に、「平成 3 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 3 年 3 月 3 1 日」にそれぞれ改める。

1 . (1) ロのうち、「し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用」を削る。

1 . (1) ホのうち、「イ」を削り、「ロ」を「イ」とし、「ハ」から「ホ」を 1 ずつ繰り上げ、本文中「(ホ)」を「(ニ)」に改め、同(イ)のうち、「平成 3 1 年 4 月 1 日から」を削る。

1 . (1) ツのうち、「し、平成 3 1 年 7 月 1 日から適用」を削る。

1 . (1) ラのうち、「し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用」を削り、同(イ)のうち、「平成 3 1 年 4 月 1 日から」を削る。

1 . (1) のうち、ハ及びニを削り、ロを次のとおり改める。

ロ 別添 4 の (A) に掲げるインターチェンジ相互間並びに ヘ (ただし書きを除く。) ル、ヲ、カ (ただし書きを除く。) ヨ、夕、ツ、ネ、ナ、ヰ及びオに掲げる高速道路のうち、令和元年 9 月 3 0 日以前に供用されている区間について、イ (ハ) ニ) 又は に定める方法により算出した料金の額と、令和元年 9 月 3 0 日時点の料金の額 (以下「従前の額」という。) との差額が 2 0 円以上となる場合には、従前の額を 1 . 0 8 で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、1 0 円単位の端数処理を行った額を適用する。

1 . (2) のうち、イの表中 3 及び 4 の項及びニのただし書きを削り、ロ (ロ) のうち「イの表中 3 から 8 」を「イの表中 3 から 6 」に、ロ (ハ) のうち「イの表中 9 及び 1 0 」を「イの表中 7 及び 8 」にそれぞれ改める。

1 . (2) イのうち、「第二神明道路 (平成 3 1 年 3 月 3 1 日までとする。)」を削る。

2 . のうち、「平成 7 2 年 1 月 2 日」を「令和 4 2 年 1 月 1 4 日」に改める。

別添 3 を別添 3 のとおり改める。

別添 6 の D の項のうち、「(平成 3 1 年 4 月 1 日以降とする。)」を削る。

